

外圧利用外交としての「吉田書簡」

袁 克 勤

一九五一年九月サンフランシスコ講和会議が開かれ、旧連合国の多数と日本との平和条約が調印された。しかしこの会議に中国の代表は招請されなかった。イギリスとアメリカとの間に、同年六月、二つの中国政府のいずれの代表も招請せず、どの中国政府と講和するかは、後日の日本政府の選択に任せるといいういわゆる「ダレス・モリソン合意」が成立したからである。⁽¹⁾

講和会議から数カ月後の一九五一年の十二月、講和の推進役だったダレス (John Foster Dulles) が日本を訪問し、吉田茂首相と交渉の末、吉田は「吉田書簡」の送付に同意した。この書簡は国民政府 (中華民國国民政府) を国民政府、中華人民共和国を人民中国と略記、

両方を指す場合 (中国とする) と講和する意向を表明し、人民中国と二国間条約を締結する意図がないことを明示するものであった。翌年一月、「吉田書簡」がアメリカで公表され、アメリカの上院は日本との講和条約と安保条約を承認した。日本政府は国民政府と外交関係を樹立の交渉を行い、サンフランシスコ平和条約が発効した四月二十八日、国民政府との講和条約に調印した。

日本政府が「吉田書簡」の作成に同意したのはダレスの圧力によるものであることはよく知られている。しかし「吉田書簡」は日本政府の意思に反してやむなく作成されたものであったのか。この書簡の結果、日

本の対中政策は吉田の元来の構想とは異なるものとなつたのか。この問にかんして、サンフランシスコ講和についての最も詳しい研究である細谷千博氏の『サンフランシスコ講和への道』は、日本政府が国民政府との講和を急ぐことを好まず、むしろ北京と台北との間の等距離政策を望んでいたが、アメリカ上院のサンフランシスコ条約の批准を確保するため、ダレスの圧力に屈服し、書簡の作成に同意したと解釈している。しかし、「吉田書簡」が作成された際、アメリカの圧力があるにせよ、その前にすでに吉田とダレスの間には、サンフランシスコ講和後日本が国民政府と講和する了解があった。「吉田書簡」の作成は、日本政府が国民政府と講和することを決定する契機となつたのではなく、既成の方針をアメリカの要請で明言せざるをえなくなつたというに過ぎない。それゆえ「吉田書簡」はアメリカに対する最小限の譲歩でアメリカの条約批准を確実なものにしたというウォーレン・コーエン氏の評言はより適切である。⁽²⁾ 日本政府にとってどの中国政府と外交関係を結ぶかはすでに既定の事柄であり、したが

って問題はその決定を如何に国の内、外の反対を最小限にしなから、公表することであつた。この意味でアメリカからの圧力に屈したという形で、方針を公表することは、日本政府にとって必ずしも消極的なものではなく、イギリス及び国内の反対をかわす上での利点があつた。

この論文の目的は主に日本とアメリカ側の資料を使って、「吉田書簡」の作成に至る日本政府の政策とこの書簡の意味について、外圧利用の外交という観点から新しい解釈を試みることにある。

一 サンフランシスコ講和会議までの日本政府の対応

一九五〇年五月アメリカは訪米中の吉田首相の特使池田から日本の吉田政府が早期講和を望んでいる、講和後のアメリカ軍の継続駐留にも同意する、日本政府はすべての関係国が参加する講和条約を望むが、それが不可能ならばかの条約を求める、すなわち中、ソを排除する講和も受け入れるというメッセージを受け取

った⁽³⁾。同年六月七日ダレスは対日講和に関する一つの覚書を國務長官に送った。その中で中国の講和参加問題にかんして彼は二つの中国政府の両方を講和会議に招請し、二つの政府の意見が異なる場合それぞれ一票を持つ、一致する場合二つの政府が一票を持つ方式を提議した⁽⁴⁾。ダレスの上述の提議はアメリカ政府の正式な決定ではなかったが、人民中国の対日講和参加が政府部内で考慮されていることを示した。

その直後朝鮮戦争が勃発し、十月には人民中国が参戦したので、人民中国を講和会議に招請することはアメリカ政府にとって問題外になった。しかし、この時期國務省は人民中国の対日講和参加をはっきり拒否する姿勢を示してはいない。一九五〇年七月十日、極東委員会のアメリカ代表ハミルトン (Maxwell M. Hamilton) と國務省北東アジア部長、ダレスを補佐するアリソン (John M. Allison) がダレス宛の覚書で中国の講和参加問題について政府部内の合意を作ること⁽⁵⁾を提議したが、ダレスは早急にこの問題を解決することを避けた。八月十一日ダレスが國務長官に送った覚

書は中国の講和参加問題等の難問を避けるため、講和会議を開かず、各国それぞれの外交チャンネルによって進めることも考慮できる意見を表明した⁽⁶⁾。

その間国防省と統合参謀本部 (JCS) はソ連と人民中国の講和条約参加が必要な条件であると主張したが、それは単に対日講和を引き延ばす口実に過ぎなかった⁽⁷⁾。マッカーサーの反対及び國務省の譲歩によって、八月二十二日JCSが大統領に提出した覚書はソ連と人民中国の参加が不可欠であるという条件を撤回した⁽⁸⁾。九月十一日アメリカの対日講和条約草案が作成された。この草案は日本が米、英、ソ、中の台湾、澎湖などの領土の将来の地位にかんする決定を承認する。中国における日本の一切の特権と利益を放棄すると規定したが、中国の対日講和参加問題について規定しなかった⁽⁹⁾。

十月國務省は「対日講和七原則」を打ち出し、極東委員会構成国と協議し始めた段階では、中国の講和参加問題についてまだ解決案を持っていなかった。少なくとも国民政府を講和会議から除外する考えがなかつた。

た。その際オーストラリアから国民政府が講和に参加するかの質問に対して、國務省は現在平和条約に関して、アメリカが国民政府と協議している。それは国民政府はアメリカが承認している政府であり、また極東委員会と対日理事会で中国を代表する政府である事実に基づいたことである。国民政府あるいは共産中国のどちらが中国を代表して平和条約に調印する問題についてはアメリカはオーストラリアを含む主要関係諸国と協議する意向があると答えた。⁽¹⁰⁾

アチソンはその回顧録で中国の対日講和参加問題を含む日本の安全保障問題、手続き問題などについて一九五〇年中アメリカ政府部内に論議が展開されたと回顧し、アメリカにとって中国問題についての決定を容易に下さなかった事情を明かにした。⁽¹¹⁾

関係各国と一通り協議した後、ダレスは協議の状況をマッカーサーに知らせた。その中で彼は中国の講和参加問題について関係各国の意見が対立している、それについて各国との双務交渉によって解決したいと述べた。各未解決問題について日本政府の意向を確かめ

たいと述べたダレスは日米間に確固たる合意が成立すれば、ソ連と人民中国を除く外の各国が、実質的ではなく、若干の形式的な譲歩を得ればそれに同意するであろうとの観測を示した。⁽¹²⁾

以上の國務省およびダレス個人の態度からみれば中国の講和参加問題についてアメリカ政府は一九五〇年末まで決定を下さなかったと言えよう。それを決める前にダレスは日本と意見交換する必要があると考えた。十二月八日ダレスは一つの覚書を國務長官アチソンに送り、講和について日本がアメリカだけと交渉したいか、それともほかの連合諸国との直接交渉を望むか。もし後者なら、どの国との交渉を望んでいるか、また人民中国の講和参加問題についての日本の意向を日本政府に確める必要があると提議した。⁽¹³⁾

一九五一年一月ダレスはいわゆる「対日講和七原則」を基本内容とする講和草案を持って日本を訪問した。日本訪問の目的について、一月二十六日の代表団の会議でダレスは次のように語った。「代表団の目的は日本がアメリカとどのような条約を作る用意を具体

的問題で確めることである。われわれは合意がほしいというのではない、ただ、全ての重要問題について胸中の考えが一致しているという了解は得られるということが知りたいのである。……アメリカと日本との了解を達成することは第一の目標である。日本との確実な了解が得られずにイギリスと交渉に入ると、多くの問題が生じる。もしわれわれは日本との了解を達成したら、イギリス及び他の国々を招いて、彼らを同行させることが出来る。」と語った。⁽¹⁴⁾ここで見られるようにダレスはイギリスよりも日本の協力を重視したのである。日本訪問後、彼はマッカーサー宛の手紙で再びこの認識を示した。この手紙で彼は「アメリカと日本だけが太平洋における重要なパワーである。われわれは現に実際のパワーであり、彼らは潜在的パワーである。われらが一致すれば他の比較的弱い国々は安全を得る、また遅かれ早かれ、公式にあるいは非公式にわれらの協調を認める」と述べた。⁽¹⁵⁾このような認識から彼は講和問題についてもイギリスの立場を軽視し、日本本の立場を重視したことが理解できる。

一月二十九日ダレスは吉田と会談した。この会談で吉田はアメリカからの投資の拡大を要請した後、大陸中国との貿易について長期的にみればそれは日本にとって重要である、現在中国は共產主義の統治下にあるため、大きな成果を期待できないが、長期的に中国人がやがて現実的な態度に変わり、そして両国の貿易も適当な程度に発展して行くであろうと語った。⁽¹⁶⁾この会談で二人は中国問題について深入りしなかった。この段階で彼らが討議する他の問題に比べて中国問題はまだ緊急性を帯びていなかったであろう。アメリカが真剣に中国の講和会議参加問題を考慮し始めたのは、アメリカが主張した国民政府の講和参加にイギリスを始め多くの国々が反対を表明してからののである。

日本の訪問を終え、意見調整のため、ダレスは六月イギリス訪問を予定した。その前の五月十六日ダレスはイギリス大使に講和会議に二つの中国政府のいずれも招請しないという國務省の意向を伝えると同時に、SCAPの政治顧問シーボルト (William Sebald) に電報を打ち、対日講和条約の中国参加の問題について

イギリスと討議することを知らせ、イギリスと交渉する前に日本の意見を求めるよう指示した。この電報で彼は中国の講和参加について理論的に次の選択がある、とした。

一 共産中国が調印に参加。

二 国民政府が調印に参加、その中、

(a) 他の連合国と同じ式で同時に調印する。

(b) 単独の式で他の連合国と同時に調印する。

(c) 国民政府と日本の間に後調印する、あるいは国民政府が後で条約に参加する。

三 中国の代表政府問題を解決する前、両方とも参加させない。

以上の選択案についてダレスは、アメリカとしては共産中国の参加に絶対反対すると伝えた後、「我が方の意見を固める前に、日本のこの問題に関する意見を聞くのは重要である。長期的にみれば日本にとって中国との関係はきわめて重要であるから。……吉田と至急連絡し、この問題についての日本政府の選択と提議を求めよ。」と指示した。⁽¹⁷⁾ シーボルトの返電によると、

吉田と井口貞夫（外務次官）などが相談した後、井口から日本政府の意見は伝えられた。それは、日本政府は如何なる状況下でも共産中国の条約調印を欲しない。基本的には日本政府が国民政府との講和を希望するというものであった。そのほか井口が日本政府は国民政府が他の連合国と一緒に調印式に参加し、即時調印することを希望すると語った。シーボルトはそれは望ましいが、ほとんど実現できないと述べた後、井口はアメリカが提出する方法の中の国民政府の参加に反対する国々は国民政府とそれぞれの式で同時調印する方法、あるいは後で日本と国民政府が単独で調印する方法に反対しないと表明した。第三の選択について、井口は国民政府を招請しないと、アメリカ上院が批准を引き延ばすだろうと語った。⁽¹⁸⁾

日本の回答を受けた後、五月二十八日トルーマン大統領、アチソン國務長官とダレスは会合で二つの中国とも講和条約に調印させない方針を確定した。⁽¹⁹⁾ この決定を持って、ダレスはイギリスと意見を調整するためロンドンに赴いた。そしてダレスはイギリスに強硬な

態度を示し、アメリカの方針に沿って、「ダレス・モリソン合意」を成立させた。

ロンドンでイギリス側との交渉を終えてからアメリカはまた日本との意見交換に乗り出した。アリソンは英米交渉が終った直後、直接イギリスから日本にきて、イギリスとの交渉の状況を日本に通報し、日本側の意見を求めた。アメリカ側の資料によると、中国問題に関して、六月二十五日のアリソン・井口会談でアリソンはいわゆる「ダレス・モリソン合意」の内容を井口に伝えた後、講和条約を調印されてからも日本が急いで行動する必要はない、国民政府と双務協定を調印するための行動をとる前に、少し待つほうがいいと語った。この会談で同席した条約局長の西村熊雄は台北で日本の海外事務所を設置する問題を提起したが、アリソンはそれを引き延ばし、適当な時期を待つことを提議した。⁽²⁰⁾

注目すべきことはアメリカはこの時点で日本の意向を再確認することせず、また講和会議が終ってから国民政府との交渉に日本が即時行動をとるような要請も

しなかったことである。アメリカはその前すでに日本から国民政府と講和する意向があるという保証をとって、日本の保証を信頼していた。そのほか多くの国が国民政府の講和参加に反対していたため、講和条約を調印してから早々、日本が国民政府と交渉にはいるのは、それに反対する各国の条約批准に不利な影響を与える恐れがあるとアメリカは考えていた。台北での日本の海外事務所設置を引き延ばす方がよいという意見も明かにアメリカのこのような考えに沿ったものである。

アメリカの態度と対照的に日本側は国民政府を講和相手として選ぶ責任をアメリカに負わせる意図があったようである。アリソンの國務省への報告によると、この会談で日本側は中国との講和の決定権を日本に与えることについて困惑を見せたというような態度を示した。二十八日の会談で井口は再び台北に海外事務所を設置する問題を提起した。その意図はこの行動が日本自身の決定によるものである印象を外に与えない思惑を潜めていたと考えられる。それに対しアリソンと

同席していたシーボルトは、中国の講和会議参加問題に關する英米の共同声明が発表されないなら、海外事務所⁽²¹⁾の設置を進めてもいいと述べ、またこの問題についてダレスと相談したいと答えた。同じ日アリソン、シーボルトと吉田の会談も行われた。吉田は中国との講和についての決定を日本に委ねるのは日本にとって最も望ましくないことであると明言した。⁽²²⁾要するに日本政府は講和相手の選択について日本に責任を負わせる「ダレス・モリソン合意」の決定に迷惑だという態度を示したのである。

外務省が公表したこの会談にかんする記録も概ねアメリカの資料と一致している。外務省の記録によれば、二十六日の吉田・アリソン会談で吉田は米英の妥協によって中国との講和の難問を日本に投げかけたことに不満を示し、アリソンと次のような会話を交わした。

吉田 中国代表問題について、新聞は、いろいろ報道している。米英会談で決定された方式では、問題の解決を将来にのばしたということになりはしませんか。

アリソン……同じアジア民族たる日本は、アジア民族国たる中国との關係について、西欧諸国より賢明に行動されるのではないか。中国のどの政府と平和条約を結ぶか、又、平和条約を結ぶ前においても通商協定を結ぶなど、日本の手でうまく決定し、実行されたい。米国としては、中共と一緒に署名することはできないところであるから、妥協案のような方式以外に手がなかったと思う。

早期講和を実現し、日本が自主独立の国として自らの判断によって解決するのが一番いいのではあるまいか。各国はアジア民族の国としての日本に信頼をおいている。講和問題について日本に対していろいろのことをいいつつも、日本に信頼はおいている。⁽²³⁾日本がこの難問を解決する外あるまい。上述のように日本政府が英米ロンドン会談の前、すでにアメリカから状況の説明を受け、中国との講和に關する国民政府と講和したい意向をアメリカに伝えた。その経緯を鑑みれば、日本政府が国民政府を講和相手とすることに不満を持っていたとは解釈できない。

但し、日本政府は期待する英米の交渉によって、この問題が解決され、日本が責任を負わず、悪役もやらずに済むことを望んでいた。そのようにならなかつたことが吉田の不満の原因だったのである。このような不満あるいは不安は「吉田書簡」を作成した時期にも吉田が抱いた。「吉田書簡」を帰国したダレスに送った後、吉田はダレスへの別の手紙で次のように述べた。

往昔、中国における排外主義をよく抑え、また、一応の安寧、秩序を確保するのをえしめたものは、列強の提携であった。今日、意味は異なるが、やはり列強、特に英米両国の一致の必要が認められる。中国に関する目的及び政策について英米間に一致がなければ、日本政府として中国との関係をどのように進めて行くかを定めることは、不可能になってくる。連合国による占領下においては、日本は、中国問題に正面から取り組む必要がない。サンフランシスコでは、中国の代表の問題は巧妙に回避された。しかし、独立国としての日本は、独自の中国政策を持たざるを得ないであろう。

現在のワシントンとロンドンの間における中国問題に関する見解の相違は、日本に一つのディレンマを投げかけるものである。ひとたびこの両大国が一つの明確な政策に一致するならば、われわれとしては、自身の希望や利害を差し置いて、進んでこれに同調し、全体主義的圧制と奴隷化を事とする勢力に對する自由諸国の共同戦線の強化に資するであろう。明年一月の英米両国の最高首脳者会談がわれわれのディレンマに對する答えを与えんことを希望する⁽²⁴⁾。

ダレスとイギリスの妥協案に對して不満を抱いたのはイギリスと日本だけではなく、アメリカの軍部も反對論を提出した。英米の平和条約共同草案に對する統合參謀本部の意見書と国防長官の覚書は、人民中国の条約加入を排除する明白な表現を求めた。⁽²⁵⁾「ダレス・モリソン合意」が公表された後、対日単独講和を求め、国民政府も日本が国民政府と講和する明確な保証をダレスに要求した。ダレスは軍部、議会の親国民政府の議員の活動に不安を感じ、八月その状況をシーボルトに知らせ、講和条約に對する民主、共和両党一致の

支持に条約の批准を確保するため、日本が即時台湾に事務所を設置するおよびその事務所を通じて国民政府と非公式に双務条約について準備作業を開始するなど日本の意向を示すような行動を取るべきであるとシーボルトに打電した⁽²⁶⁾。シーボルトが日本と交渉した結果、

井口は講和条約が調印されてから、日本がすぐ台北に事務所を設置することを、口頭で彼に約束した。しかし日本は講和会議の前にその事務所を設置しないと、いう決定を変えなかった。それ以外のダレスが要請する行動についてシーボルトはそれはインドなどの諸国の条約批准にマイナスな影響をもたらす恐れがあるとダレスに進言した⁽²⁷⁾。アメリカの内部事情によって日本から新たな保証とその保証を証明する行動を求め、ダレスに比べて、シーボルトの考えは依然と変わってはいなかった。

しかし井口の口頭の約束はダレスを満足させるには不十分であった。日本の意向を充分に表明するため、吉田は八月六日ダレスに一通の手紙を出した。この手紙で吉田は講和条約が調印されてから日本が台北で海

外事務所を設置する意志を再び表明した後、「私は日本政府が共産中国と双務条約を締結する意向はないことを明確に保証する」と書いた⁽²⁸⁾。十日シーボルトは井口との会談で吉田の手紙に対するダレスの次のような返事を伝えた。

中国問題について中共と二国間平和条約を結ばぬとの確約をえたるを喜ぶ。

国府は全土、全人民に対して実効的な政府ではない事実を無視はせぬ。しかしなお正統政府として存立しておる。対日宣戦をし、国連加盟政府であり、他の国際機関加盟政府であり、相当の資源と人口と領土を支配し、経済的にも日本にとり相当重要である。こういう事実を考慮していただきたい。但し、最終的な決定は、もちろん、日本政府にある⁽²⁹⁾。

吉田はダレスに以上の手紙で人民中国と講和しないことを保証したが、日本政府は国民政府と講和する意向を示す積極的な行動を取っていなかったから、ダレスの不安は完全に払拭されなかった。上述のダレスの返事も彼の憂慮を示した。シーボルトからイギリスが

台北に海外事務所を設置しないように日本に働きかけているという報告も受けて、ダレスは今度はイギリスとの折衝に乗り出した。八月九日ダレスはワシントンのイギリス大使館参事官トムリンソン (F. S. Tomlinson) と会談を行い、「ダレス・モリソン合意」について、講和条約が発効する前に日本が中国と双務条約を調印することが禁じられているのは絶対的なものではない、合意の本質は連合国は日本を強制しないことである。講和条約が調印されてから日本に自由を与えるのは賢明であると語った。また彼は日本と中国との協定の性格について、英米双方とも影響力を使って日本を非現実的な方針をとらせるべきではない、例えば国民政府を全中国の代表政権としてみて、それと平和条約を結ぶことなどはそうである。他方国民政府はいろいろな国際組織に参加しており、日本の利益に関する決定に参与できる。また国際連合に於ける拒否権も持っている。台湾と日本の貿易も重要である。そのため日本と大陸中国の将来の関係を排除しないような日本と国民政府との間の現実的な平和条約はすぐにも研究さ

れるべきであって、その条約は多数国間の条約と同時に発効できると彼は説いた。⁽³⁰⁾

九月はじめ、講和会議に参加するため吉田は日本代表団を率いてサンフランシスコに着いた。二日吉田はアチソン、ダレスと会談し、中国問題を討議した。まず吉田は「条約第二十六条の規定は中国問題について日本に直ちに国民政府と中共政府のいずれを選ぶかを決定することを要求するものではないと考えてよかろうか」とアチソンに訪ね、アチソンは「今会議中に日本が第二十六条によってどうするかということは絶対にいわないでいてもらいたい。国民政府を選ぶといえ、中共を承認している数多くの国に対して悪い影響がある。中共政府を選ぶといえ、国民政府を承認している多数の国に対して悪い影響がある。日本はこの問題を平和条約成立後じっくり考慮して決定するといふ風に應對してもらいたい」と答えた。ダレスはアチソンの発言の途中で日本が中共政府を選ぶといえ、アチソンに続いて、ダレスは中国問題について「総理

からの私信で自分は日本が中共と単独講和をされる意思がないことを知っている。国民政府は国土の一部を支配しており、相当数の人口を持ち、国連の加盟政府であり、日本と重要な経済関係を持っている。日本側で河田前蔵相を経済顧問として台北に派遣される考えがおありだということも聞いている。日本の大體の気持ちはわかっているように思うが、もちろんこれは日本政府の決定されるべきところである」と述べた。そして吉田は笑って先般国会における中国問題に関する質問に対する自分の答弁は國務長官をおどろかしたように新聞は報道したと語った。⁽³¹⁾

以上の会談の模様について日本側の記録は「中国問題については長官がきわめて理論的に冷静であるに對し、ダレス特使は明白に國民政府ひいきなることを示して、兩者の立場の相違を痛感させた。」と付記し、アチソンとダレスの態度の相違を指摘した。⁽³²⁾しかし、アチソンとダレスの態度の違いはあるとしても、アチソンは講和後において日本がじっくり決定すべきであるとは述べて、ただそういふうに他國代表に應對

してもらいたいと語ったのであって、そのことは見逃してはならない。しかしいづれにせよ、日本側はアチソンの談話からダレスと違うという印象を受けたことは、サンフランシスコ会議の後、日本が國民政府との講和について行動しなかつた理由の一つであると考えられる。

ところで、アチソンの以上の発言はダレスの不満を招き、後ダレスは上院議員スミス (Alexander Smith) にそのことを話した。スミスも不安を抱いて、翌三日吉田と會談をした。この會談でスミスは獨立を回復する日本が人民中國と講和をしないかという疑念を表明した。それに対して、吉田は日本國民と日米友好關係の増進に熱意を持っている。「日本と中國との經濟關係は想像される程大きなものではなく、滿州を除けば中國本土と日本との貿易は、日本の全貿易の六パーセントぐらいにしかなかった。今日の中國は、日本が貿易を發展させようとしても、中共の方で受け付けまい。中共は中共の條件で取引しようといふにきまつている。日本が中共と單獨講和しようとしても、中共が受け付

けないであろう。日本と中共とが一緒になりはしまいかとの懸念は無用なことである」と答えた。⁽³³⁾

上述のようにアチソンは吉田との会談で講和会議で中国との講和問題について日本は態度を示さない方がいいと勧告したが、平和条約発効後に人民中国と国民政府との間で等距離政策をとってもよいとしたわけではない。しかしダレスとスマスはアチソンの態度について強い不満を持つようになったのはなぜか、スマスの回顧によれば、サンフランシスコ講和会議の時彼が得た印象は日本政府の態度は国民政府を承認するにとどまり、それ以上の緊密な関係を作る意図はないものであるが、⁽³⁴⁾当時ダレスとスマスが求めるのは日本が国民政府と講和することであるから、日本政府の態度に特に不満を持つはずはない。しかし吉田はダレスとの接触で、アチソンが日本が人民中国を承認するのを許しているという印象をダレスに与えたという（スマスの記憶が正しいなら、吉田がダレスにアチソンの態度を話したのは上述の会談と別の機会だと考えるべきである。）話はダレスとスマスにとってショックであった

たとスマスは回顧している。⁽³⁵⁾

以上はサンフランシスコ講和会議までの、日本政府とアメリカとの間の中国との講和問題に関する交渉の経緯である。上述の事実が明らかにしたように、中国との講和問題に関する日本政府の方針は基本的にアメリカ政府の方針と一致していた。

しかし、サンフランシスコ講和会議前後、日本政府はアメリカに人民中国と絶対講和しない、国民政府と講和する意向があると保証しながら、台北における海外事務所を設置などの行動について積極的な姿勢を示さなかった。この原因はどこにあるか。先ず挙げられるのはイギリスの行動である。「ダレス・モリソン合意」はもともとイギリスの本意に反するものである。そしてその合意が公表されてからイギリスは対日平和条約が発効するまで日本が中国との講和にかんする行動をとるべきではないと言いつづけた。このイギリスの行動は当然日本政府に対して牽制する役目を果たしたと考えられる。イギリスの主な意図はいうまでもなく日本を人民中国と正常関係を回復させ、日本の輸出先

を大陸中国に向けさせることによつて東南アジアでの日本との競争を避けるものである。

だが、日本政府は人民中国との貿易関係を望んでいたが、日米関係を害しても人民中国との国交関係を樹立する意図はなかった。それよりむしろ東南アジア市場への進出を期待していた。またイギリスに駐在した経験をもち、かつての日英同盟を高く評価する吉田は世界的な大国としてのイギリスを重視する面もあって、日本政府としてはどうしてもイギリスの反対を避けたかった。そしてアメリカがイギリスの反対を取り除かない限り、日本政府は早急に行動するつもりはなかった。

もう一つは日本政府が人民中国の国民の反感を買いたくないことである。当面は国民政府と講和するが、将来中国との関係回復する意図を捨てないのは日本政府の考えである。そのため人民中国に不必要な刺激を与えず、国民政府と講和するのはアメリカなど連合国の決定に従うものであると外部にみせる必要がある。だからダレスのイギリス訪問前、日本政府が国民政府

と講和する意向をアメリカに伝え、この線でアメリカとイギリスが一致することを望んでいた。しかし「ダレス・モリソン合意」によつて、その責任が日本に投げかけられた。その後、日本政府は自ら進んで国民政府を講和相手として選んだ印象をできるだけ避けようとしたため、積極的な行動をとらなかつた。

そのほかに挙げられるのはサンフランシスコ平和条約をかち取つた日本にとつて、国民政府の単独講和の要求に対して消極的であればあるほど、国民政府との交渉における地位は有利になることである。サンフランシスコ条約が締結された後の国民政府の立場はいうまでもなくきわめて弱いものである。国民政府自身が如何に戦勝国であり、連合国の一員であると主張しても、日本に対して有利どころか劣勢になつていたのは隠せない事実である。日本政府もこの事情をよく知っているはずで、相手の不利な立場を利用して、より多くの実益をかち取るのは得策だと考えていたであろう。後の日華交渉の経過がこのことを証明した。

最後に、紙面の関係で詳しく論じることができない

が、当時日本のマスコミ、野党の多数は慎重論を主張して、日本と国民政府との講和に強い反発を示していかなかったが、日本が自ら進んで国民政府を選ぶことに反対した。日本政府としては国民政府との講和はアメリカから強要されたという形をとることは国内的にも得策だったのである。

二 「吉田書簡」の作成

アメリカ国内の親国民政府勢力は講和会議後の日本の行動に満足せず、その真意に対する疑念は高まっていた。ウィリアム・F・ノーランド (William F. Knowland) を始め、九月十三日五十六名の上院議員が連合署名した声明をトルーマン大統領に送って、日本が共産中国を承認することに反対する態度を表明した。

そのほかイギリスは日本と国民政府の講和に反対する立場を放棄しなかった。十月はじめ日本駐在するイギリス代表デニング (Esler Dening) はシーボルトとの会談で日本が国民政府と貿易関係を樹立するのはい

いが、二つの中国とも外交関係を作るべきではないと語って、また近いうちに吉田と会談し、その意見を吉田にも提出するとシーボルトに語った。³⁶⁾その後吉田はイギリスの影響を受けたように公の場で中国との講和を急がない、時を待つべきである、また上海で貿易事務所を設置しても差し支えないなどと発言した。吉田のこの発言は二つの中国政府の間での等距離外交に傾く姿勢であると解釈されたが、彼のこの答弁の内容全体を見れば、討議されていた台湾における日本の在外事務所を設置についてその政治的意味を否定し、その目的は通商のためであると強調するものであった。上海に事務所を設置してもよいという発言はむしろ吉田が国民政府と講和しても、人民中国との通商関係を作りたい意向を示すものであると解釈すべきである。それ以前にも彼はダレスとの会談で人民中国との貿易は日本にとって必要である、日本は商人を大陸に送れば、自由主義、民主主義を大陸中国に浸透させることができるかと語った。以上の上海に貿易事務所を設置する発言は彼の前の発言と一致して、人民中国に対して政経

分離政策を主張するものであった。また以前に吉田がこの政経分理論を主張したことに對して、ダレスが反對を示さなかつたから、吉田はこの主張を議会で對しても、アメリカの反對は激しいものにならないだろうと判断した可能性もある。

しかしアメリカ上院の對日講和条約の批准を前に、吉田のこの發言はダレスにとつて歓迎すべきものではなかつた。上院の空氣、イギリスの行動、吉田の發言に加えて、國民政府から日本が國民政府と講和する意圖はない、人民中國と關係を樹立する意圖があるという情報があるところに来た。なんらかの行動をとる、日本の行動を促す必要があるとダレスは考えるようになった。彼の指示を受けて、シーボルトは東京で井口と交渉をした。アメリカの疑惑に對して、井口はそれを強く否定し、吉田の国会に於ける「輕率」な發言にもかかわらず、日本の中國政策は依然ダレスに保証した通り共產中國と如何なる關係も樹立しないものである、吉田の發言について、井口はそれは日本が台北で海外事務所を設置することに對するイギリス及び

英連邦諸國の反對を最小限にするためのことであると説明した。吉田發言のもう一つの原因はイギリス及び英連邦諸國が平和條約を批准する前、彼らに反對するようなことをしないのも日本の配慮の一つであると井口は説明した。國民政府との交渉を開始する時期について、井口は明確な答えを避けようとした。彼はまず他の國の條約批准を確保するため、講和條約が發効するまで待つと言つたが、その後台北にいる木村四郎七（台北事務所長）と國民政府の接觸によつて交渉の準備を進めることに反對しないが、國民政府からの接近はまだないと答えた。シーボルトは自分の感想では日本が先に國民政府に接近せず、國民政府の接近を待つことを重要視しているようであると報告した。彼の報告によれば、この交渉でシーボルトは直接井口に國民政府との交渉を始めることを要求せず、ただアメリカはそのような行動を歓迎するとの印象を井口に与えようとする程度にとどまつた。³⁷⁾

その間ロンドンでアメリカとイギリス外務省の交渉も行われたが、合意は成立しなかつた。他方、シーボ

ルトの報告によるとデニングは東京で日本にかなりの圧力をかけている、吉田も曖昧な態度を続けた。シーボルトは十一月二十七日日米行政協定を討議する極東担当の國務次官補ラスク (Dean Rusk) と吉田との会谈を言及した。この会谈で吉田はアメリカの同意がない限り日本は「共産中国」と直接交渉しないと語った⁽³⁸⁾。吉田のこの発言は彼の「共産中国」に対する新しい考えを反映した、あるいは意図的に日本の要求に沿うようにアメリカから国民政府に圧力をかけさせることを狙っているとシーボルトは分析した。⁽³⁹⁾

十二月十日ダレスは上院議員のスパークマン (John J. Sparkman) 、スミスとともに日本にやってきた。

十二日ダレスは井口と会谈し、アメリカ上院の批准を確保するため、日本が国民政府と平和条約について交渉に入り、国民政府に限定的な承認、すなわち中国全体を代表する政府ではなく、現に支配している地域を代表する政府である、という承認を与えることを要求した。ダレスはそうすればイギリスの反対が強くないであろうと述べた後、中国大陸との関係について、「国

府の勢力の及ばない地域の問題は、今後の情勢に待つということになるわけで、もし中国本土において日本に友好的な政府ができれば、これと話し合いをするということも可能なわけだし、中共地域との貿易についても、国連の決議に反しない限り、もちろん続けて行けるわけである。」と語った。

以上のダレスの要求に対し、井口は「早速総理にお話し申し上げることにしたいが、自分の考えを申し上げれば、さして異論があるようにも思われない。結局フォーミュラの問題に落ち着くのではないかと考えられるが、ダレス大使においても案があれば、それも伺いできたら、話を促進することに役立つと思う」と答えた。⁽⁴⁰⁾

その翌日ダレスと吉田の会谈は行われた。この会谈で吉田は先ず「昨日のダレス大使のお話を聞いたが、プリンシプルにおいては、異存がない。事務当局で作成した一案をもってきたから、見てもらいたい。」と語って、日本側が作成した国民政府との協定草案をダレスに渡した。続いて吉田はイギリスの反対が難問であ

ると指摘し、アメリカがイギリスを説得する必要があると要求した。それに対して、ダレスは日本側の協定案について研究した上で回答すると答え、イギリスに働きかけることを約束した⁽⁴¹⁾。

この会談でダレスから吉田にも用意された一つのメモが渡された。その内容は後の「吉田書簡」と基本的に同じであり、それには、日本と国民政府との条約は日本の「将来国民政府が実際支配していない中国の地域との関係の発展のため、国民政府の実際支配する地域に於けるだけ効力があると正式に規定すべきである」と書いてあった⁽⁴²⁾。

吉田は以上のメモを読んだ後、原則的にそれに反対しないが、もしイギリスがそれに強く反対するならば、日本にとってそれを実施するのは困難であると難色を示した⁽⁴³⁾。

上述したように同会談で日本側もダレスに用意した一案を渡した。この日本側の『日本国政府と中華民国国民政府との間の正常関係設定に関する協定案（要領）』の前文は次のように規定した。

日本政府と中華民国国民政府は、

極東の平和と安定が一九五一年九月八日サン・フランシスコ市で署名された日本との平和条約に規定された原則にしたがってもたらされることを希望するので、

他方、中国における事態のため、現在のところ、前記の平和条約第二十六条によって日本国と中国との関係を全面的に調整することが不可能であることを認め、

前記の平和条約の原則にしたがって、且つ、中華民国国民政府が事実上統治の機能を行使している範囲において、両政府間の関係を正常化し、及び若干の未決の問題を解決することに決定し、

よって、次の規定を協定した⁽⁴⁴⁾。

以上のようにこの協定案は「平和条約」というタイトルを避けながらも、国民政府に限定的な承認を与え、それと正式な関係を樹立しようとするものであった。

この協定案の表現は後発表された「吉田書簡」の表現と異なっているものの、国民政府と正式な関係を樹立

する、またその承認は限定的なものであるという基本点では同様であった。

その後ダレスは一度韓国を訪問してまた東京に戻った。十二月十八日彼は再び吉田と会談を開き、アメリカ議会の条約批准のため、日本と中国との問題の早期解決の必要性を再度強調した後、用意された一つのメモを吉田に渡し、それを吉田の名義で自分に送ることを要求した。これはいわゆる「吉田書簡」の原案であった。この書簡を公表する時間について、ダレスは来るべき英米首脳会談まで絶対公表しないように吉田に求め、首脳会談でアメリカはイギリスを説得するかも知れない、イギリスの態度が変わらなくても、アメリカは「悪人」の役を演じ、日本をイギリスに反対する立場にさせないと語った。吉田はダレスのメモに原則的に反対しないと答えた後、日本の日米安全保障条約に反対する人たちの、日本がアメリカのために役を果たした後、アメリカに捨てられるという論調に対抗するため、アメリカが日本に於ける経済的な関心が引続きあることを示すこと、例えば日本に政府借款を提供

するなどを要求した。⁽⁴⁵⁾ シーボルトの回顧によれば、この会談後井口がシーボルトにこの書簡を強くするため中ソの日本に対する脅威を指摘したいと提議し、シーボルトは直ちに同意を表明した。⁽⁴⁶⁾

上述したダレスから吉田に渡されたメモが後の「吉田書簡」と主に異なるところは、このメモは言及される双務条約の適用範囲の制限を国民政府と日本の双方に適用し、「日本と中華民国国民政府の実際支配下にあり、またはその後その支配下に入るべきすべての領土に適用する」と規定していたことである。この表現は前に国民政府がアメリカに提出した要求である。アメリカ側の記録によれば、内容について日本から次のような修正が打ち出された。まず条約の適用範囲について日本側の修正は「中華民国国民政府においてこの条約はその支配下にあり、またはその支配下に入るべき全ての領土に適用する。」と規定し、そのほか人民中国について中ソ同盟条約は日本を敵視するものであると加えた。日本側のこれらの修正は後「吉田書簡」に書き込まれたのである。⁽⁴⁷⁾

この会談の翌日、吉田はまたスミス議員と中国問題について話をした。吉田はアメリカとイギリスの政策の分裂によって、日本は難しい立場に立たされた。イギリスは共産中国を承認し、最終は日本もそうするよう望んでいる。イギリスはまた極東を自分の貿易の領域とするつもりで、日本を共産中国と貿易させ、東南アジアに進出させないようにしている。アメリカはその正反對することを日本に勧めている。日本自身は共産中国政權を承認する意図は少しもないから、アメリカとイギリスの政策が一致すれば、日本は喜んでそれに従うとスミスに語った。⁽⁴⁸⁾

後年、「吉田書簡」の作成について吉田は「私としては、台湾との間に修好関係が生じ、経済関係も深まることは、固より望むところであったが、それ以上に深かりして、北京政府を否認する立場に立つことも避けなかった。」⁽⁴⁹⁾「後になって、吉田書翰と称されて問題にされたが、内容は次の通りのもので、当時の私の考え方を、在りのままに記したに過ぎない。」と回想した。即ち、アメリカの圧力とは別に、吉田個人としては人

民中国政府を否認しない限り、台湾の国民政府と国交を樹立する意志があった。吉田の回想は自己弁明する意味も含めたかも知れないが、基本的には真実を述べたと思う。中国との講和問題について、当時の内閣官房長官、日華講和後外務大臣に就任した岡崎勝男は次のように回顧した。

〔吉田書簡〕に言及し、当時の状況にかんする質問に対して)

岡崎 わが国民は、少なくとも日本国民の多数は共産主義の教義を嫌っている。われわれは国民政府にきわめて友好の念を抱き、特に蒋介石の終戦時の日本に対する寛大声明に感謝する。そのおかげで中国にいる軍人と居留民は皆無事に日本に戻ったのである。従ってわれわれの同情、わが国民の同情は国民政府にある。あの時われわれは共産主義体制は中国大陸全体で確立、また固まることを疑ったのである。われわれは数年前全中国を支配した国民政府は再び大陸に戻ると考えていた、従ってあの時共産中国ではなく、国民政府と平和条約を締結するのは不

自然ではないと考えていた。

問 これはとても興味あることです。私はイギリス人がダレスと妥協の合意を行った後、彼に騙されたと感じたと思う。このことは後でスエズ危機の際の不和の基礎になった。しかし貴方の説明からすれば、ダレスはイギリス人より日本政府の考えをよく理解した。

岡崎 その通りです。私はまず当時日本は共産中国とではなく、国民政府と条約を結ぶのは当然のことであると強調したい、ダレスが求めるか求めないかに関係なく、もしわれわれは選択の自由があれば当然条約を結ぶ……

問 すなわち貴方たち自身の意思と決定であり、ダレスは日本政府の決定に与えた影響は少ないあるいはなかった。

岡崎 その通りだと思⁽⁵⁰⁾う。

「吉田書簡」の形成について、井口は当時吉田とダレスの意見の主な違いは条約の国民政府側の適用範囲問題にある、すなわちダレスは「国民政府の支配下に現

にありまたは今後はいるべき全ての領域」とある表現

に関して、吉田が「今後はいるべき」という字句の削除を執拗に求めたのであると証言した。⁽⁵¹⁾

雄の説はこれと異なっている。西村は当時のことにつ

いて次のように書いた。「中国の実態の把握について、

総理と特使の間には何ら見解の相違はなかった。……

ただ一点、両者の考えは一致しなかった。すなわち、

総理が平和条約（サンフランシスコ条約のこと 筆者

者）の予言する『平和条約』は中国代表問題が解決さ

れた後に結びたいとしたのに対し、特使は日本がこれ

から国府と結ぼうとする条約―限定的な条約―を平和

条約の予言する『平和条約』とされたいとした点であ

る。このことは十八日書簡を作成するにあたって、特

使がその内容は日本側の主張通りでいい、ただ名称は

日本政府の気に召されなくても知れないが、サンフラ

ンシスコ条約という二国間条約としてほしい。これは

譲れない、といったところによく現れている。⁽⁵²⁾以上

のような事実を指摘したほか、西村は吉田の考え方に

ついて「総理は、日中の正常関係の回復と発展を熱望

した。そして、日中の正常関係は中国代表政府が決定されてからそれと設定さるべきである。それまでの間、中国の一つの政府として国府相手に、国府が現実にコントロールする地域と日本との間に正常な関係を設定し発達させていく、との態度をとられた。総理のこの考えは、しかし貫徹されず妥協を余儀なくされた。内容は総理の構想そのものであるが、名称は平和条約第二十六条にいう二国（日華）間平和条約となったのである。」と回顧した。⁽⁵³⁾公表された「吉田書簡」は日本と国民政府との条約について「平和条約」という名称を使っているが、吉田とダレスの間で国民政府との条約は平和条約である了解があると思われる。後日本と国民政府は公式交渉に入る前、条約の名称について対立したが、国民政府の葉公超外交部長は木村にダレスと吉田の間で今度の条約は平和条約であるという了解があるとアメリカ側から伝えられたと述べた。⁽⁵⁴⁾これに対して木村は外務省に確認したが、外務省は明確な回答を避けながら、交渉の条件を有利にするため、公式交渉に入る前、平和条約という名称を使用しないと

指示し、その了解があることを認め、また平和条約という名称を使わない目的は交渉を有利にするためである方針を示した。⁽⁵⁵⁾すなわち吉田はダレスとの間で国民政府との条約は平和条約であるという了解があった。しかし日本は交渉を有利にするため、この問題で交渉中の国民政府に対する譲歩であるという形をとり、これによって条約の内容に関して国民政府の譲歩を引き出す意向があった。いわゆる「吉田書簡」の作成をめぐってダレスとの争いについて、吉田自身は後でのインタビューで「再軍備問題を除くとダレスと争ったことは一度もなかった」と回顧した。⁽⁵⁶⁾

上述した日米交渉の経過及び日本側が用意した協定案とダレスが提供した「吉田書簡」の原案との比較からみれば、日本が中国全体と関係正常化する前、まず国民政府と国交関係を回復し、大陸との政府関係を将来に任せる点では一致していた。このもっとも基本的な問題で吉田とダレスの意見は衝突しなかった。また国民政府との条約の内容について、井口が適用範囲をめぐって双方が争ったと証言したが、日米両方が公表

した公式記録は争った形跡を示さなかった。むしろ「吉田書簡」に書かれた適用範囲に関する表現は日本側が提示した修正である、中ソ条約が日本を敵視するものであると付け加え、人民中国に対する非難を強化するのも日本側の提議であった。その外の内容については日本側がダレスの原案に反対意見を提出した記録はなかった。確かに日本側が提出した協定案は国民政府との関係正常化を規定しながら、政治的条項を設けず、もっぱら貿易に関する規定を書いてあって、一見して通商協定のようなものであった。しかし日本側のこの協定案の貿易協定のような内容は前文の政府間関係正常化の規定と一致しない、すなわち関係正常化の目的を提出しながら、それを達成する措置を規定しなかった。したがってこの協定案を単に通商協定であると考えるのは妥当ではない。また貿易協定だけで、国民政府との関係正常化を実現できると当時吉田が考えていたとは到底考えられない。当時アメリカと国民政府が求めているのは日本と国民政府との正式な講和であることを日本政府がよく分かかっていて、アメリカの打診

に対して、国民政府と通商協定を締結するのではなく、それと講和すると約束した。吉田は貿易協定のようなものをアメリカに提示すれば、ダレスが賛成すると考えたのだろうか、日米間の国民政府と講和する合意の存在及び「吉田書簡」をめぐる双方の交渉内容を見れば、吉田の真意は日本側の協定案を基礎にアメリカとの合意を得ようとしたわけではなく、このようなアメリカと国民政府が受け入れられない協定案をダレスに提出するのは、恐らくダレスの提案を見る前に、日本政府が自ら政治条項について予め自分の考えを示すのは好まなかったからであろう。またイギリスと国内の批判に対して、政治条項を含めない通商協定のようなものを見せるのも日本政府にとって好都合である。当時の記録からみても、日本側が上述の協定案をダレスに提出したが、これを討議の基礎にする要求を提出しなかった。むしろ吉田も、井口もダレスの提案に最初から原則的に賛成であると表明し、その後打ち出された日本側の修正も上述したような「吉田書簡」の原則と衝突しないものであった。

もう一つの問題は「吉田書簡」の作成とアメリカ上院のサンフランシスコ条約の批准との関連である。今までの研究は「吉田書簡」の作成はアメリカ議会のサンフランシスコ条約の批准を待ち取るため日本側の譲歩の結果であると主張する点では一致している。確かに日本政府のアメリカ議会に対する配慮は一つの原因であると否定できない。しかし前述したように国民政府と講和する了解は日米間で以前からもあった。ダレスの第三次日本訪問の直前の時期、吉田が公の場で中国との関係について曖昧な発言をしたが、はっきりアメリカとの了解を覆すような発言をしなかったのも事実である。ここで問題になったのは「吉田書簡」が作成される前、アメリカ上院の動向について吉田はどう考えていたのかの問題である。今のところその決定的な証拠になる資料はまだない、しかし少なくともこの問題を論じる場合、当時日本政府がどんな情報を手にいたかを明らかにしなければならない。

アメリカ上院におけるもっとも注目を集めた行動は、前にすでに述べたダレスの第三次日本訪問前の九月十

三日ノールランド上院議員を始め、五十六名の議員はトルーマン大統領に日本の人民中国承認に反対する意見を表明する連名の書簡を送ったことである。しかし他方、これらの議員の代表たるノールランドはその書簡は彼らがサンフランシスコ条約の批准に反対、あるいは批准する際留保条件をつける意向の表明ではないとはっきり表明した。⁽⁵⁷⁾

このような情報は当然日本政府に届けられた。十月四日ワシントン事務所長武内龍次の井口宛の報告はアメリカ上院の批准はあまり問題ないと観測、アメリカ世論がサンフランシスコ条約の締結はアメリカの対ソ外交の勝利だと受取り、それを支持している。「共和党側においては対日条約に反対することは不利を招き、むしろ右の外交上の勝利に便乗するに如かずの態度をとっていること。」と報告した。また議論されている中国との関係について同報告は「対日条約批准審議に当たり、一部共和党方面より政府の極東政策、殊に對国府政策攻撃および對共産政策の見地から各種の攻撃が行われるであろうが、そのため批准自体が影響され

るとは思われず、また何等かのレザヴェーションを付加する可能性も現在の情勢では少ないと思考される。

九月十三日ノーランド議員の提案に基づき、五十六名の上院議員は大統領に連名の書簡を送り、日本の中共承認反対、日本の中共との条約締結反対を表明したことによって、上院においては日本の中共接近反対の意向が表明されるであろう。しかし、目下の情勢では、ノーランドも自ら明らかにしている如く、右を批准の際のレザヴェーションとする意向はない模様である。」と日本政府に報告した。⁽⁵⁸⁾

外務省も条約の批准に楽観的な見方を持っていた。十月二十五日付けの条約局条約課が作った「平和条約署名国における条約批准の見透し」はアメリカについて「上院が来会期早々審議を開始すれば、条約の批准は、比較的短時間に終了するものと思われる」との観測を示した。⁽⁵⁹⁾ さらにダレスの日本訪問直前の十二月六日武内は吉田宛の電報で「国務省筋その他の観測を総合するに、概ね二月末乃至三月始め上院通過と見ており、遅くとも四月始めには通過確実としている」と報

告した。⁽⁶⁰⁾

以上のように、吉田ないし外務省はダレストとの交渉に臨んでいた際、アメリカ上院がサンフランシスコ条約を批准しない、あるいは留保を付ける可能性はそう大きくないという情報を持っていた。当時日本側はアメリカ上院の態度について楽観していたかもしれない。しかし、「吉田書簡」が上院の批准のために必要だとダレスから言われれば、吉田としてはそれに応じないわけにはいかなかったであろう。そして、アメリカ側の要求を容れて、国交を樹立する相手として国民政府を選ぶことにしたという形をとることは、それなりの利点があったのである。

結論

以上「吉田書簡」の作成、公表するまでの日本政府の対応を回顧した。その経過を見ると日本政府はもとも国民政府と講和して、それと正式な関係を結ぶ意図があったことが分かる。しかし日本政府は国民政府との講和によって、大陸との関係を完全に断絶させて

はいけない、長期的な日中関係を考慮すると、どの中国政府を選ぶことは日本にとってきわめて重大なことであると考へ、また市場開拓の進路をイギリスの影響下の東南アジアに求めるだけに、もともと日本に對しよい感情を持っていないイギリスを更に刺激して、その反感を深めることもどうしても避けたい。日本政府は、この問題についての選択の責任を負うことを避けなかった。英米の合意がない限り、決断を延ばしたかったのが日本政府の本音であろう。その意味ではイギリスの反対を除かないままに「吉田書簡」を作成したのはアメリカの圧力の下での日本政府の譲歩であると言へる。しかしそれは「吉田書簡」の本質の問題ではない。「吉田書簡」が示した、国民政府と先に国交関係を樹立するというそれまでの方針は、日本政府の方針に原則的に反するものではなかった。この東京での交渉はダレスが強硬な態度で日本の抵抗を押し切ったというものではなく、簡単に合意が成立したのである。そのことは、外務省が公表した記録によっても明らかである。

だが、日本政府が自ら進んでその選択を公表したら、イギリスの反発、国内反対論者の激しい非難を免れない。国民政府との交渉上の一つの切札もなくなる。アメリカの「圧力」によって国民政府を選択することを公表すれば、国民政府とのかけひきの材料はなくなるが、日本国内、外の反対勢力の非難の矛先はアメリカに向かうようになり、日本政府に對する批判がある程度軽減する。したがって「吉田書簡」の作成はアメリカの圧力に對する日本政府の譲歩であるには違いないが、日本政府にとってアメリカからの圧力は自己の免責のためには必要なもので、歓迎すべき側面もあったということに注意すべきである。吉田がダレスの要求を受け入れたことはまさにそのためであった。当時吉田はアメリカの圧力やイギリスの圧力を利用して、有利な外交を進めようとしていたのであって、「吉田書簡」もまたそうした圧力に對応しつつ自分と自國との立場を守ろうとしたものであった。

(1) ダレス・モリソン合意の詳細について、細谷千博

『サンフランシスコ講和への道』(中央公論社 一九八

- (4年)を参照。
- (2) Warren I. Cohen, "China in Japanese-American Relations" in Akira Iriye and Warren I. Cohen eds., *The United States and Japan in the Postwar World*. Kentucky 1989.
- (3) *Foreign Relations of the United States* [FR 3 略記], 1950. Vol. 6, pp. 1211.
- (4) *Ibid.*, p. 1211.
- (5) *Ibid.*, p. 1240.
- (6) *Ibid.*, p. 1272.
- (7) 前掲細谷書を参照。
- (8) FR, 1950, op. cit., pp. 1279-1280.
- (9) *Ibid.*, pp. 1297-1303.
- (10) *Ibid.*, p. 1327.
- (11) テュン・マチソン『マチソン回顧録』(2)吉沢清次郎訳 恒文社 一九七九年八〇頁。
- (12) FR, 1950, op. cit., pp. 1349-1352.
- (13) *Ibid.*, pp. 1359-1360.
- (14) ER, 1951, Vol. 6, Part 1, p. 813.
- (15) *Ibid.*, p. 931.
- (16) *Ibid.*, pp. 827-828.
- (17) *Ibid.*, pp. 1044-1045.
- (18) *Ibid.*, p. 1050.
- (19) *Ibid.*, pp. 1050-1051.
- (20) *Ibid.*, pp. 1145-1146.
- (21) *Ibid.*, p. 1147, p. 1155.
- (22) *Ibid.*, pp. 1162-1163.
- (23) 「吉田・マチソン会談録」外務省第七回公開「対日平和条約関係 第三次交渉関係」。
- (24) 外務省 「対日平和条約関係 第三次ダレス来訪関係」八七—八九頁。
- (25) FR, 1951, op. cit., pp. 1155-1159.
- (26) *Ibid.*, pp. 1236-1237.
- (27) *Ibid.*, pp. 1239-1240.
- (28) 吉田からダレス宛の手紙、外務省第七回公開。
- (29) 「ダレス特使の意思表示」外務省第七回公開。
- (30) FR, 1951, op. cit., pp. 1249-1250.
- (31) 「総理・マチソン國務長官、ダレス特使会談録」外務省第七回公開。
- (32) 同右。
- (33) 「総理・マチソン上院議員会談録」外務省第七回公開。
- (34) H. Alexander Smith, (Columbia University Oral History Collection), p. 250.
- (35) *Ibid.*, p. 251.
- (36) FR, 1951, op. cit., pp. 1373-1374.

- (37) *Ibid.*, pp. 1391-1393.
- (38) *Ibid.*, p. 1417.
- (39) *Ibid.*, pp. 1419-1421.
- (40) 「十二月十二日井口次官、ダレス大使、シーボルト大使会談要録」、『外務省第七回公開』『対日平和条約関係第三次ダレス来訪関係』四三—四六頁
- (41) 「十二月十三日総理、井口次官、ダレス大使、シーボルト大使会談要録」同右 五六—五八頁。
- (42) *FR, 1951*, op. cit., pp. 1437-1438.
- (43) *Ibid.*, p. 1438.
- (44) 外務省第七回公開『対日平和条約関係 第三次ダレス来訪関係』
- (45) *FR, 1951*, op. cit., pp. 1444-1446.
- (46) The John Foster Dulles Oral History Collection, Sebald, William J. (Princeton University Library).
- (47) *FR, 1951*, op. cit., pp. 1446-1447.
- (48) *Ibid.*, pp. 1447-1448.
- (49) 吉田茂『回想十年』第三卷 新潮社 一九五七年 七二—七四頁。
- (50) The John Foster Dulles Oral History Collection, Okazaki, Katsuo (Princeton University Library).
- (51) 細谷千博 前掲書 三〇〇—三〇一頁。
- (52) 西村熊雄『日本外交史 二七 サンフランシスコ
平和条約』鹿島研究所出版会 一九七一年 三二〇頁。
- (53) 同右 三七—一頁。
- (54) 中華民国重要史料初編編輯委員會『中華民国重要史料初編』(第四編 戦後外交) 中国国民党中央委員会党史委員会一九八一年七七六—七七七頁。
- (55) 外務省「日華平和条約関係一件」第一卷 一二九—一三五頁。
- (56) The John Foster Dulles Oral History Collection, Yoshida, Shigeru (Princeton University Library).
- (57) ロジャー・ゼンゲンマン『吉田書簡』(一九五一年)の起源「日本国際政治学会編『国際政治』五三—一九七五年。
- (58) 外務省第八回公開『日本国との平和条約関係一件 諸外国批准関係(米國)』一〇—一一頁。
- (59) 同右 諸外国批准関係三〇—三二頁。
- (60) 同右 諸外国批准関係(米國) 一八頁。
(一橋大学助手)